

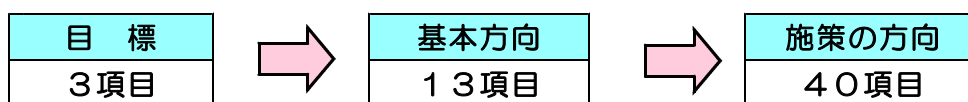
平成27年度「第2次北海道男女平等参画基本計画」推進状況【概要版】(案)

1 作成の趣旨

- 道では、平成13年3月に公布した「北海道男女平等参画推進条例」（以下「条例」という。）に基づき、北海道男女平等参画基本計画（H14～H19）に引き続いて、第2次北海道男女平等参画基本計画（H20～H29）（以下「第2次計画」という。）を策定しました。
- 本計画の推進状況は、条例の規定に基づき、毎年公表することとしており、この度、平成27年度（H27.3.31現在）の推進状況と関連して講じた施策の実施状況を取りまとめました。

2 計画の体系

- 第2次計画では、3つの目標と13の基本方向、そして40の施策の方向を定めています。



〈 目標 〉

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> I 男女平等参画の実現に向けた意識の変革 II 家庭・職場・地域社会における男女平等参画の促進 III 多様なライフスタイルを可能にする環境の整備 |
|---|

3 計画の推進状況

- 第2次計画では、計画の推進管理を効果的に行うため、施策の方向の各項目ごとに指標項目（31項目）、参考項目（62項目）を設定するとともに、指標項目においては、目標値を設定しています。

なお、計画のより実効性を確保するために平成23年度に指標項目を6項目、参考項目を19項目追加しました。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・指標項目：計画の推進管理において成果を検証する際に用いる項目 ・参考項目：男女平等参画推進の状況把握のため参考とする項目 |
|--|

- 道では、北海道男女平等参画審議会の意見を踏まえながら、男女平等参画の推進に関する施策のうち、翌年度において重点的に取り組むべき事項を決定しています。平成27年度は、9項目を重点事項としました。

2 「第2次北海道男女平等参画基本計画」推進状況

●目標Ⅰ 男女平等参画の実現に向けた意識の改革

根強く残る男女の固定的な役割分担意識の解消等に向け、男女平等参画の広報・啓発活動の充実や、男女平等の視点に立った教育の推進などに努めています。

主 な 指 標 項 目	目 標 値	H19年度 (第2次計画 策定時)	H26年度
「男女共同参画社会」、「男女平等参画社会」という言葉を見たり聞いたりしたことがある人の割合	100%	56.0%	63.4% (H24)
全日制道立高等学校普通科において、在学中に1回以上インターンシップを経験した生徒の割合	50%	—	52.7%
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）という言葉を見たり聞いたりしたことがある人の割合	100%	48.1% (H14調査)	78.9% (H23調査)

- ・「男女平等参画社会」等の言葉の浸透度は、H19年度に比べて7.4ポイント上昇し、着実に上昇してきています。
- ・インターンシップを経験した生徒の割合は、H23年度に新たに指標項目に追加しており、目標値を達成しました。
- ・「配偶者暴力防止法」の言葉の浸透度は、前回調査（H14）に比べて、30.8ポイント増加しています。

【主な関連施策】（抜粋）

- ・男女平等参画広報誌の発行
- ・男女平等参画社会づくり推進事業
（女性プラザ管理運営、男女平等参画チャレンジ賞、北海道女性協会補助金）
- ・児童生徒の人権や男女平等に配慮した教育の推進
- ・教科等研修講座（家庭科、技術・家庭科教育）
- ・配偶者暴力被害者支援対策（セミナー、研修会の開催等）
- ・地域安全推進事業費（犯罪被害者等支援推進事業）
- ・人権啓発推進事業

●目標Ⅱ 家庭・職場・地域社会における男女平等参画の促進

あらゆる分野への女性の参画を促進するとともに、男女が家庭、職場、地域社会においてバランスのとれた豊かな生活が可能となるよう、また、男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶に向け、男女平等参画の促進に努めています。

主な指標項目	目標値	H19年度	H26年度
子育てを支援する企業の割合	大企業 100%	99.3%	95.7%
	中小企業 25%	0.248%	2.57%
保育所受入児童数	66,228人	65,136人	71,092人 (H25)
保育所入所待機児童数	待機児童ゼロ	532人 (H20.4.1)	473人 (H26.4.1)
育児休業取得率	男性 10%	0.5%	2.0%
	女性 85%	70.8%	89.4% (H25)
主業農家に対する家族経営協定の締結数の割合	20%	18.9% (H22)	22.8% (H25)

- 子育てを支援する企業の割合は、H19年度に比べて大企業で3.6ポイント減少しています。

※子育てを支援する企業の割合とは：次世代育成支援対策推進法に規程している「一般事業主行動計画策定届」の届け出企業の割合。

（「次世代育成支援対策推進法」に基づき、101人以上の従業員を雇用する事業主は、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるための「一般事業主行動計画」を策定し、厚生労働省都道府県労働局に届け出なければなりません。また、100人以下の従業員を雇用する事業主も、行動計画を策定し、届け出るよう努めなければなりません。）

- 保育所受入児童数は、目標値を達成しています。
- 保育所入所待機児童数は、H20.4.1と比べて減少しています。
- 女性の育児休業取得率は、目標値を達成していますが、男性の取得率は、依然として低い状況にあります。
- 主業農家に対する家族経営協定の締結数の割合は、目標値を達成しています。

【主な関連施策】（抜粋）

- ・道における女性職員の採用と登用
- ・女性地方公務員の登用等の促進
- ・女性医師等勤務環境改善緊急対策事業（医療機関の就労環境の改善）
- ・誰もが働きやすい職場環境づくり事業費
- ・母子家庭等就業・自立センター事業
- ・中小企業労働相談費
- ・地域担い手対策事業（女性農業者研修）
- ・林業後継者育成事業（女性林業グループなどの活動支援）
- ・農村における女性の活力発揮推進モデル事業（家族経営協定締結の推進）

●目標Ⅲ 多様なライフスタイルを可能にする環境の整備

男女が、様々な分野において平等にその個性と能力を十分に発揮するために、自分にあった生き方を選択し、健康で充実した人生を送ることができるよう、生活上の様々な環境の整備に努めています。

主な指標項目	目標値	H19年度	H26年度
道民カレッジの講座受講者数	132,000人	46,501人	84,784人
生涯学習に対する意識（地域において「自ら学習に取り組もうとする雰囲気が高まってきている」と感じている住民の割合）	50%	30.8%	28.0%

- ・道民カレッジの講座受講者数は、H19年度に比べて38,283人増加しました。
- ・生涯学習に対する意識は、30%程度で推移しています。

【主な関連施策】（抜粋）

- ・道民カレッジ事業（講座の提供）
- ・学習情報提供・相談事業（生涯学習情報提供システム事業と学習相談、広報など）
- ・明るい長寿社会づくり推進事業（高齢者の生きがいと健康づくりを総合的に実践するための事業に対する助成）
- ・すべての人にやさしいまちづくり推進事業（施設・設備の改善）